



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

これまで我が国では、男女共同参画社会の実現に向け、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定のほか、女子差別撤廃条約の批准など、国際社会とも連動しながらさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画や、子育て世代の女性の労働力率は国際水準よりも低く、より一層の努力が必要であるとされています。

また、男女共同参画社会基本法施行から10年以上が経過した今、男女間の暴力や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの新たな課題や取り組みも現れています。

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、性別に関わりなく持てる力を発揮し、男女の人権が尊重され、ともに喜びと責任を分かち合えるまちづくりを目指して、市、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人がお互いの力を結集しながら協働※1し、さまざまな取り組みをしていくことが重要です。

また、少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などを背景に、活力ある新しいまちづくりを進めていくためには、市民の参加・参画が必須であり、地域や暮らしの中でさまざまな人が力を合わせることを求められています。

このようなことから、男女共同参画の基本的な考え方を示し、男女共同参画社会の早期実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「**韮崎市男女共同参画推進条例**」に基づき、「**第2次韮崎市男女共同参画推進計画**」（以下、「**本計画**という。）」を策定しました。

※1 **協働**：共通の目的に向かって協力して行動すること

## 2 策定の経緯

### (1) 世界の動き

国際連合が昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、この年、メキシコシティで開催された第1回世界女性会議である「国際婦人年国際会議」において、「平等、開発、平和」を目標にした「世界行動計画」が採択されました。これ以降、世界中では様々な動きがみられるようになりました。

歴	出来事
昭和50年（1975年）	<b>国際婦人年</b> 性差別撤廃を世界規模の取り組みとするために「平等、開発、平和」を目標とし宣言された行動計画の一つ。
昭和54年（1979年）	<b>女子差別撤廃条約の採択</b> 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。
昭和60年（1985年）	<b>ナイロビ世界会議</b> 西暦2000年に向け各国が効果的措置を採る上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。
平成7年（1995年）	<b>第4回世界女性会議</b> 男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針としての「北京宣言」と「行動綱領」を採択。
平成12年（2000年）	<b>国連特別総会</b> 「女性2000年会議」「行動綱領」の達成状況の検討と評価が行われ、完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」を採択。
平成17年（2005年）	<b>国連「北京+10」世界閣僚級会合</b> 「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項の確認と、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言を採択。
平成22年（2010年）	<b>国連「北京+15」記念会合</b> 「北京宣言及び行動綱領」等これまでの取り組みの確認と評価、さらに、未だ残る課題や障害を確認し、そのための施策等の更なる行動に着手することを宣言として採択。
平成23年（2011年）	<b>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」</b> 男性と女性が平等な機会と能力を持ち、開発、平和、安全に関する課題において、ジェンダー平等の原則が根付くことをビジョンとし発足。

## (2) 日本の動き

日本政府は、「国際婦人年国際会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和50年（1975年）に婦人問題企画推進本部を設置し、その後、女性問題の解決をすべく様々な政策を実施することとなりました。

歴	出来事
昭和50年（1975年）	<b>婦人問題企画推進本部</b> 女性の地位向上のための国内における本部機構として総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置。
昭和52年（1977年）	<b>国内行動計画の策定</b> 今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定し、女性問題の解決についての目標を明らかにする。
昭和60年（1985年）	<b>女子差別撤廃条約の批准</b> 「国籍法」、「男女雇用機会均等法」等、関連法を整備し、世界で72番目に女子差別撤廃条約を批准。
昭和62年（1987年）	<b>西暦2000年に向けての新国内行動計画</b> 昭和61年（1986年）にナイロビ将来戦略や女性差別撤廃条約の批准を受け、婦人問題企画推進本部の構成省庁を全省庁に拡大し、昭和62年（1987年）に「男女共同参加型社会の形成」を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。
平成6年（1994年）	<b>男女共同参画推進本部の設置</b> 推進体制の強化を図るために、男女共同参画推進本部を設置。併せて、総理府大臣官房に男女共同参画推進室を、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置。
平成8年（1996年）	<b>「男女共同参画2000年プラン」の策定</b> 北京で開催された第4回世界女性会議において採択された「行動綱領」などを踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備した。
平成11年（1999年）	<b>男女共同参画社会基本法の施行</b> 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するために男女共同参画社会基本法が施行された。
平成12年（2000年）	<b>「男女共同参画基本計画」の策定</b> 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、男女共同参画2000年プランを踏まえ、今後実施する施策等の基本的方向や具体的施策を示した。
平成17年（2005年）	<b>「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定</b> 平成12年（2000年）に策定された「男女共同参画基本計画」に関し、計画期間中の取組を評価、総括し、目指すべき将来像にも留意した新しい男女共同参画基本計画（第2次）を策定した。
平成22年（2010年）	<b>「男女共同参画基本計画（第3次）」の策定</b> 男女共同参画基本計画（第2次）では設定されなかった「男性、子どもにとっての男女共同参画」など、新たに重点分野を設定した、第3次基本計画を策定。第3次基本計画を実行性のあるアクションプランとするために、成果目標を設定している。

### (3) 山梨県の動き

山梨県では、平成14年(2002年)3月に、男女共同参画社会実現のための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにした「山梨県男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成24年(2012年)2月には「第3次山梨県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画の取り組みが着実に進められています。

暦	出来事
昭和56年(1981年)	「山梨県婦人行動計画」策定
平成3年(1991年)	「やまなし女性いきいきプラン」策定
平成10年(1998年)	「やまなしヒューマンプラン21」策定
平成14年(2002年)	「山梨県男女共同参画推進条例」制定 「山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)」策定
平成17年(2005年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成18年(2006年)	「第2次山梨県男女共同参画計画」策定
平成24年(2012年)	「第3次山梨県男女共同参画計画」策定

### (4) 韮崎市の動き

韮崎市においては、平成10年(1998年)に、あらゆる分野において女性関連施策を総合的に推進するため、「韮崎市女性プラン」を策定し、女性が学習できる場の確保や、各種委員会や審議会への女性の登用等、女性に関する施策を展開してきました。

平成15年(2003年)には、「輝いて、ひらめいて、韮崎プラン」を策定し、平成18年(2006年)には、男女の多様性を認め合う社会づくりをより強固なものにするため、「韮崎市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、同年、男女があらゆる分野において対等なパートナーシップを発揮しながら、ともに平和で豊かな地域を築いていくことを目指した取り組みを推進するため、「韮崎市男女共同参画推進委員会」を設立しました。

平成24年(2012年)2月に、市民を対象とした韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施し、平成25年(2013年)3月、新たに本計画を策定しました。

暦	出来事
平成10年(1998年)	「韮崎市女性プラン」策定
平成15年(2003年)	「韮崎市男女共同参画推進計画(輝いて、ひらめいて、韮崎プラン)」策定
平成18年(2006年)	「韮崎市男女共同参画推進条例」制定 「韮崎市男女共同参画推進委員会」設立

### 3 韮崎市の現状

#### (1) 女性の参画の状況

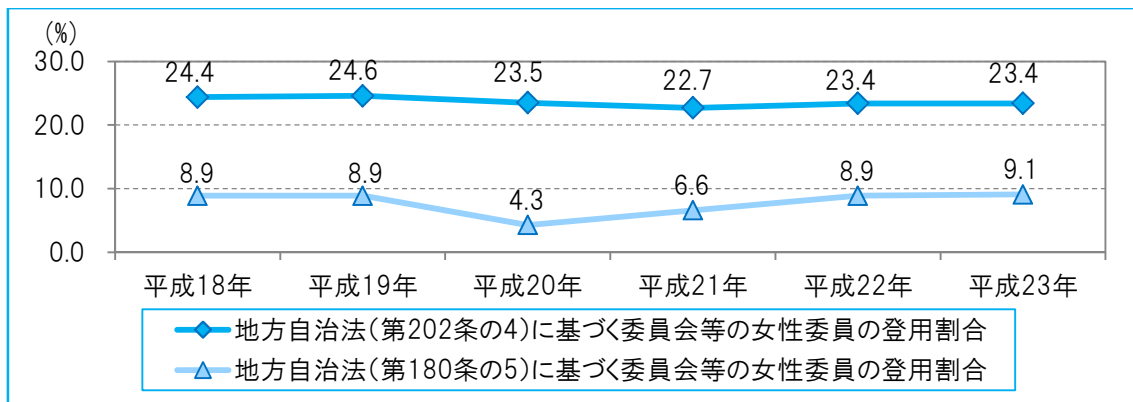
社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画するために、政策・方針決定の場への女性の参画を促進することは、女性の意見を反映させるための必須条件です。また、女性が社会のあらゆる分野で能力を発揮するためには、女性の活動が正しく評価され、今後の組織運営に女性の意見が反映されるよう働きかけていく必要があります

韮崎市における審議会等委員への女性の登用状況は23.4%（平成23年（2011年）4月現在）となっています。また、市議会議員の女性議員の割合は11.7%（平成24年（2012年）10月現在）、地区長の女性の割合は2.0%（平成23年度（2011年度））と、市、地域の政策・方針決定過程への女性の参画は少ない状況です。審議会の委員は充て職である場合が多く、今後、審議会の女性委員の割合を増加させていくためには、市、地域や事業所などにおいて女性の参画、登用を促進することが大切です。

行政においても、あらゆる分野における女性の参画を進めるリーダーシップが求められていますが、依然として女性職員の管理職登用率は低い状況です。

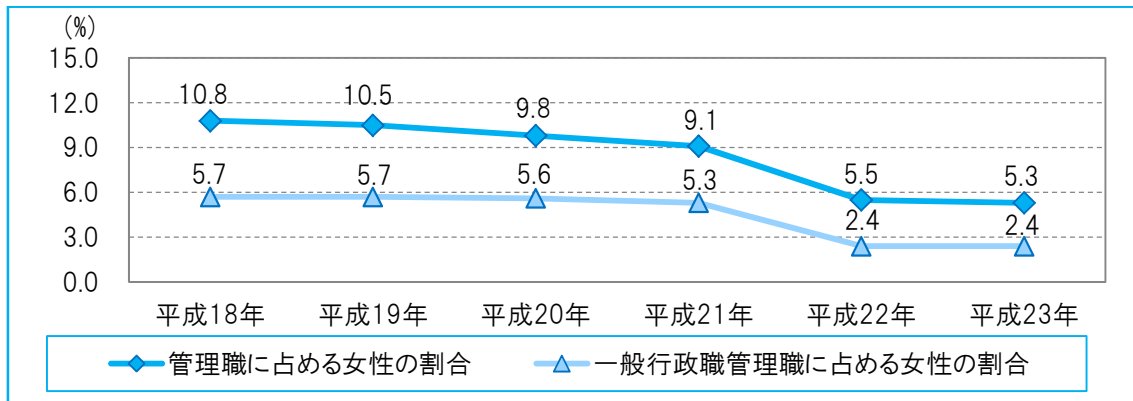
また、企業や地域等の役員、NPOやボランティア等各種団体の方針決定過程への女性の参画が進むように働きかける必要があります。

■ 韮崎市各種審議会・委員会における女性の登用率



資料：韮崎市企画財政課

■ 韮崎市管理職に占める女性の割合



資料：韮崎市企画財政課